

月報 平成27年 7月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

5月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は147人で、前年同月比で一般が14.8%減、パートは10.4%減で、全体では13.5%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は862人で、前年同月比で8.1%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は287人で、前年同月比で一般求人が17.1%増、パート求人は10.9%増となり、全体として14.8%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業、製造業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業などが大幅増加したものの、医療・福祉などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は814人で、前年同月比で0.2%の減少となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数、有効求人数ともに減少し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.07ポイント高い0.94倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.88倍、パートの有効求人倍率は1.10倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年5月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	147	▲ 38.5	▲ 13.5	
	うち男	66	▲ 43.1	▲ 20.5	
	うち女	80	▲ 35.0	▲ 8.0	
	年齢別	～44歳	89	▲ 32.6	▲ 15.2
		45～54歳	26	▲ 29.7	0.0
		55歳～	32	▲ 54.3	▲ 17.9
	月間有効求職者数	862	▲ 5.3	▲ 8.1	
	うち男	454	▲ 1.3	▲ 5.0	
	うち女	406	▲ 9.8	▲ 11.5	
	年齢別	～44歳	448	▲ 5.1	▲ 4.5
		45～54歳	155	▲ 4.9	▲ 12.4
		55歳～	259	▲ 5.8	▲ 11.3
求 人 関 係	新規求人数	287	1.1	14.8	
	主要産業別	建設業	41	▲ 6.8	41.4
		製造業	59	25.5	156.5
		卸売・小売業	33	3.1	26.9
		飲食店・宿泊業	54	14.9	22.7
		医療・福祉	30	▲ 45.5	▲ 50.0
月間有効求人数	814	▲ 9.6	▲ 0.2		
就 職 関 係	紹介件数	268	▲ 14.6	▲ 21.9	
	うち男	124	▲ 25.3	▲ 33.7	
	うち女	142	▲ 4.1	▲ 9.0	
	就職件数	69	▲ 45.2	▲ 33.7	
	うち男	32	▲ 30.4	▲ 43.9	
	うち女	37	▲ 53.8	▲ 21.3	

(パートを含む)

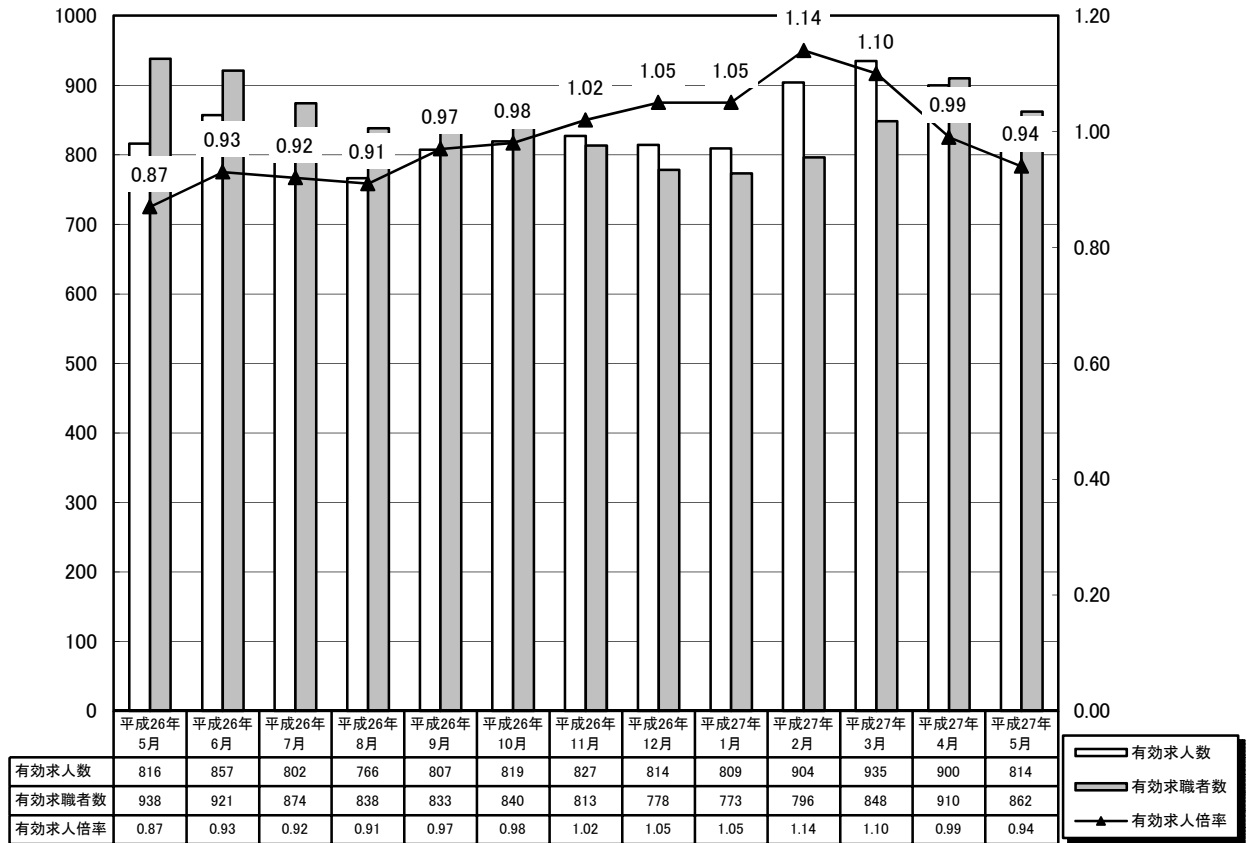
雇用保険取扱状況 平成27年5月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	786	786	775	
	資 格 取 得 者 数	138	420	232	
	資 格 喪 失 者 数	130	282	135	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,052	11,035	10,995	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	54	80	53
		受給者実人員	164	136	198
		支給金額(千円)	18,022	14,846	22,340
	高齢	受給者数	12	11	10
		支給金額(千円)	2,677	2,318	2,013
	特例	受給者数	0	1	0
		支給金額(千円)	0	105	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	9	11	9
		支給金額(千円)	2,450	3,273	3,121

労働市場の動き（平成27年5月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



雇用保険の基本手当（失業給付）のご案内

平成27年8月1日から、雇用保険法の改正、賃金日額の変更が行われます（賃金日額の上限額は、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に変更されます）。これにより、基本手当日額（1日当たりの給付額）が変わる場合があります。対象となる方には、平成27年8月1日以降の認定日にお返しする受給資格者証に、新基本手当日額を印字して、お知らせいたします。

高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付のご案内

平成27年8月1日から支給限度額等が変更になり、みなさまへの給付額が変わる場合があります（毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に行われる賃金日額の変更に伴い、上記給付の支給限度額も変更になります）。詳しくは、厚生労働省からの発表をお待ちください。

◎ハローワーク白石：TEL 0224-25-3107

トライアル雇用奨励金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さまには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

平成26年3月からトライアル雇用の対象者の要件を見直すとともに、職業紹介事業者からトライアル雇用の紹介を受けた場合も奨励金の支給対象としました。

奨励金の支給額

対象者1人当たり、**月額最大4万円（最長3カ月間）**

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり**月額5万円（最長3カ月間）**となります。

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。

※ トライアル雇用奨励金の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

「トライアル雇用」の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※¹に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※²
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※³

※ 1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※ 2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※ 3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者にはなりません。

- ・安定した職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以降も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人

<ご注意>

- ◆派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の選考中の人数が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。例えば、求人1人に対し、トライアル雇用の選考中の人5人に達した場合は、6人目はトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようにしてください。

